

総務文教常任委員会資料

令和7年9月3日

教育委員会事務局
こども未来部学校教育課

目 次

部活動地域展開について

- 1 国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 県の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 加東市の動き・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～6

1 国の動き

令和7年5月16日に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」による最終とりまとめが発表され、地域クラブ活動の在り方や今後の改革の方向性等が示されました。大きな変更点は、下記のとおりです。

【名称の変更】

これまで	これから	趣 旨
地域移行	地域展開	①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする

【改革期間の位置づけ】

これまで	これから	趣 旨
令和5～7年度 改革推進期間	(新規) 令和8～13年度 改革実行期間	令和7年度まで、各自治体の実情に応じて休日の部活動を地域に展開していくことを目標としていたが、新たに令和8～13年度を、平日・休日を通した活動を包括的に企画調整していく期間として位置づける。

そのほか、今後、地域展開を進めていく上で次のような必要性を示しています。

認定要件：国から地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要性。

費用負担：受益者負担と公的負担とのバランス等の在り方等を検討。

受益者負担の水準については、国から金額の目安等を示す。

●上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に示すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。+ ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。

「改革実行期間」(前期:令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期:令和11～13年度)
※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。
※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。

●民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要。

・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要(公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 最終とりまとめ 概要」(令和7年5月/スポーツ庁) から一部抜粋

2 県の動き

令和6年7月に「兵庫県部活動地域移行推進計画」が策定され、目的・目標について以下のように示されました。

【目 的】

中学生がスポーツや文化芸術活動に
継続して親しむことのできる環境づくり

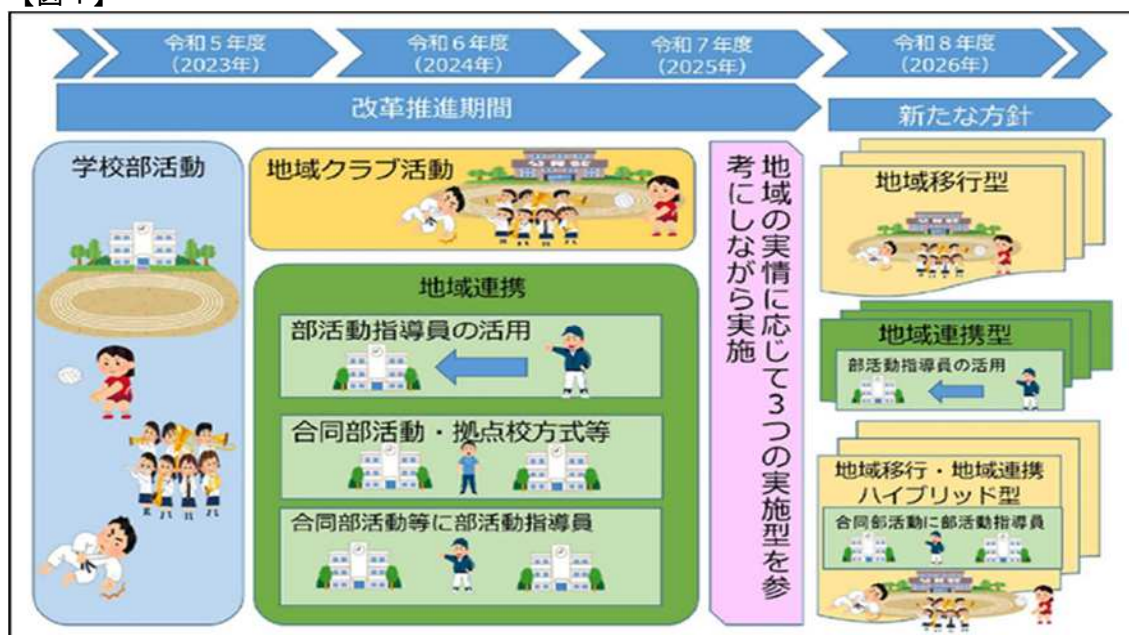
【目 標】

令和5（2023）年度から令和7（2025）年度中に、本県各市町組合においては個々の課題をふまえながら円滑で段階的な地域移行の検討を進めることとし、令和8（2026）年度から以下のとおり実施することを目標とします。

- 各市町組合は、地域・学校の実情に応じて「地域移行型」「地域連携型」「地域移行・地域連携ハイブリッド型」の3つの実施型を参考にしながら、中学生の持続可能な活動機会の確保をめざします。
- 各市町組合は、休日の部活動において、兼職兼業等により指導を望む場合を除き、原則、教職員が従事しなくてもよい環境づくりをめざします。

「兵庫県部活動地域移行推進計画」（令和6年7月/兵庫県教育委員会）から

【図1】



「兵庫県部活動地域移行推進計画」（令和6年7月/兵庫県教育委員会）から

3 加東市の動き

(1) 部活動指導員の配置について

本市では令和2年度に2人の部活動指導員の配置を始め、毎年度、下記のとおり指導の充実を図り、令和7年度では、23人を配置しています。現在、23人の内14人の部活動指導員が休日・平日ともに指導に入っている状況です。

部活動指導員配置人数

令和2年度	2人	令和3年度	5人	令和4年度	8人
令和5年度	12人	令和6年度	18人	令和7年度	23人

※(R7.8.20現在)

(2) 実証事業の検証について

令和6年度に、各校1部活動を選定し、実証事業を行う中で、「学校管理下の部活動を部活動指導員が中心となって運営することで、どのような課題があるのか」について検証を行いました。

有効性として、生徒の技術面向上や専門外の種目を担当する顧問が、練習メニューを考えたり指導をしたりする負担軽減が挙げられます。

一方で、課題として、学校行事（もしくは授業）等で部活動の時間を急に変更せざるを得なくなった場合、学校の予定と部活動指導員の都合が合わない、大会や練習試合の調整や打ち合わせ、役員などの業務は教員が担当しないといけない、また、生徒間トラブルがあった際、対応に時間がかかることが挙げられます。

実証事業の検証結果

【有効性】

- 生徒の技術面向上
- 専門外の種目を担当する顧問の負担軽減

【課題】

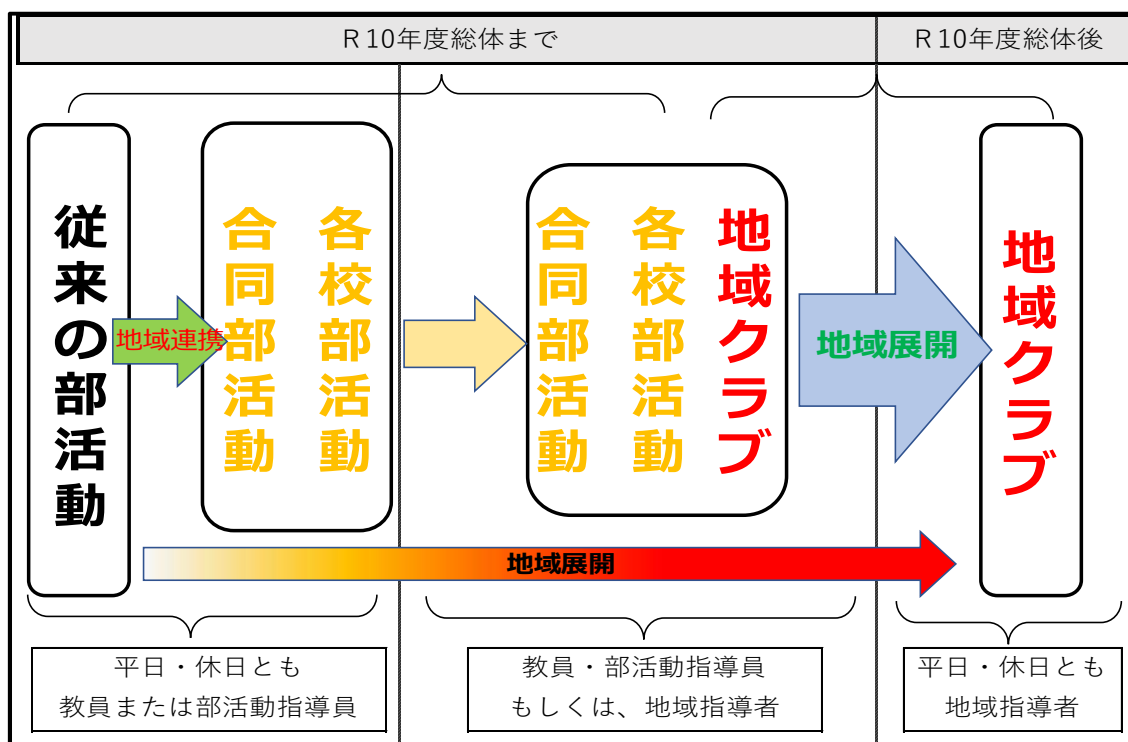
- △学校の予定と部活動指導員の都合が合わないことがある
- △大会等の打ち合わせ、練習試合の調整などの業務は、教員が担当することになる
- △生徒間トラブルがあった際、対応に時間がかかる

検証結果を踏まえ、現行の部活動において、部活動指導員が中心となって運営した場合でも、教職員の関りが大きな比重を占めることを確認していることから、県が目標に掲げている「原則、教職員が従事しなくてもよい環境づくり」は、困難であると考えています。よって、本市では、県が示す3類型のうち、地域移行型（p2【図1】参照）を新たな方針とし、「学校管理下の部活動」から「活動団体主体の地域クラブ活動」へと地域展開を推進していきます。

（3）地域展開スケジュールについて

これまで、地域展開に向けては、国が示していた休日と平日の段階的（令和9年度総体後に休日の、令和11年度総体後に平日）な移行を予定していましたが、「加東市部活動あり方検討委員会」（R7.8.20開催）での協議結果により、下記の通り（令和10年度総体後から平日・休日を一体的に地域展開）スケジュールを見直します。

【スケジュールイメージ】



【学年別進行表】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
現学年			部活動終了	地域クラブ
中1	中2	中3	中3	中3
小6	中1	中2	中2	中2
小5	小6	中1	中1	
小4	小5	小6		

(4) 地域クラブ活動について

令和10年度総体後から部活動を廃止し、新たに地域クラブ活動として、子どもたちの居場所づくりや活躍の場を整備していきます。また、活動団体については、生徒や保護者が安心して活動に参加できるよう市が認定する団体とし、認定制度の要件を満たした団体を活動の場として子どもたちに周知します。

加東市地域クラブ活動		活動団体	活動内容
責任	・各活動団体	認定団体K 【向上型】	中学生を中心とした活動をする団体
想定団体	・既存の団体 ・新設の団体 ・企業 ・地域住民/地域指導者 ・大学 など	認定団体T 【交流型】	多世代が活動する中に中学生も参加して交流する活動
支援 (条件あり)	・活動にかかる財政的支援 ・施設の優先利用	(名称検討中) 【参加型】	様々な体験活動を通してレクリエーションを目的とする活動
認定要件	・地域クラブ活動指導方針に則った活動		

(5) 指導者について

今後、指導者の一人として活動を希望する方については、人材バンクへの登録制度を整備する予定です。そして、公認した活動団体が指導者を増やしたい場合は、加東市教育委員会が指導者と活動団体とのマッチングを行います。また、地域クラブ活動で指導するもしくは、指導を希望する場合、「加東市地域クラブ活動指導者資格取得補助金交付要綱」に基づいて、指導者資格を取得しやすい環境を整備します。これにより、地域クラブ活動に指導者資格を持った指導者が、数多く在籍する環境を目指します。

【補助対象 概要】

対象者	加東市地域クラブ活動において、指導者または指導予定者で、次の①～③に掲げる事項を満たす者。 ①新規資格取得者（初めて指導資格、ライセンス等の取得を目指す者） ②有資格指導者（更なる上級資格、ライセンス等の取得を目指す者） ③資格取得及び有資格の更新をしたことを証することができる者		
対象資格	公益財団法人 日本スポーツ協会	日本スポーツ協会各加盟団体の指導者資格	日本スポーツ協会各加盟団体が公認する指導者資格
		スポーツ指導者基礎資格	スポーツコーチングリーダー
		競技別指導者資格	スタートコーチ
			コーチ1
			コーチ2
	公益財団法人 日本パラスポーツ協会	競技別指導者資格	コーチ3
		初級パラスポーツ指導員	コーチ4
		中級パラスポーツ指導員	
		上級パラスポーツ指導員	
	その他スポーツに関する公益法人などが公認する指導者資格		
対象経費	指導者資格取得にかかる講習会等の受講料、資料代、資格登録料、有資格の更新料等		

(6) 今後の予定について

令和7年度は、地域住民・児童生徒・保護者・地域クラブ活動の従事希望者（興味のある方を含む）を対象に、説明会を開催します。その後、地域クラブ活動を希望する団体を募集（11月頃）し、認定要件を満たした活動団体を認定・登録し、子どもたちに参加を呼びかけます。また、令和8年度に、国の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」（委託事業）を活用した実証事業の実施や新しく地域クラブ活動として活動を開始した団体を支援していきます。あわせて、学校管理下で実施する部活動も並行する期間があるため、引き続き、「中学校部活動指導員配置事業」（国庫補助事業）を活用し、指導体制を整えます。

なお、改革実行期間中における地域クラブ活動の運営については、国の事業を活用し、支援の在り方について今後、検討を進めていきます。また、活動時間帯や活動場所、地域展開が完了するまでの部活動との兼ね合いなど、学校や地域とも連携をして、円滑な運営ができるよう支援していきます。今後も国や県の動向に注視しながら、地域展開を進めていきます。

